



3年連続! 給料&ボーナス改善勧告



霞ヶ関公務員お手盛り勧告 本県の改善にとりくもう

◇月例給は708円(0.17%)の改善!◇

[2015年1,469円(0.36%)、2014年1,090円(0.27%)]

- ・基本給…448円
- ・本府省業務手当…206円
- ・はね返し分(基本給改定に伴う諸手当アップ分)…54円

●初任給・若年層1,500円、その他400円引上げ(平均0.2%)

◇ボーナス(一時金)0.1カ月分改善→4.2カ月が4.3カ月にUP!◇

[2015年4.1カ月→4.2カ月、2014年3.95カ月→4.1カ月]

◇これらにより国家公務員の年収は平均0.76%◇

5万1000円アップします

3年連続の賃上げといってもわずか0.17%708円。そのうち約3割は「本府省業務手当」です。つまり、霞ヶ関の国家公務員のみに関係し、私たち地方公務員には縁のない手当にあてられます。

一方

配偶者扶養手当の大幅減額を勧告

◇年収130万円未満の配偶者がいる場合、現行1万3000円 →

2017年度1万円 → 18年度6500円(減った分は子への扶養手当へ)

◇扶養する子への手当、現行6500円 → 17年度8000円 → 18年度1万円

しかし、すべての県が地方財政でこれを実施するには困難さがあります。子ども一人につき1万円の手当をつける原資が、すべての県にあるわけではありません。人事院勧告では、そもそも地方公務員の子への扶養手当増額は想定していません。

介護休暇・時間 育休の子の範囲 拡大

- ◆ 介護休暇の分割 6か月以下で3回まで可能
- ◆ 介護時間の新設 最長連続3年、1日2時間まで
- ◆ 育児休業 特別養子縁組の監護期間中の子なども

☆対象家族は、
祖父母・孫 および
兄弟姉妹の同居要件を
撤廃!

・・・その他、問題点として

- ▶ 新しい職の導入…勤務実績をより給料に反映する「専門スタッフ職4級」の新設
- ▶ 今年も、定年延長に具体的にふみこまず。フルタイム中心の再任用勤務を推奨
- ▶ 再任用職員に、給料に反映する勤務実績による成績率増設



地公労は県人事委員会と県当局に向けて賃上げへのとりくみを展開します!